

福島県観光需要創出支援事業（宿泊施設向け宿泊費助成） 実施要綱

（趣旨）

第1条 第1条 この要綱は、福島県観光需要創出支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 福島県（事業受託者：株式会社JTB福島支店。以下、「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みに対応するため、福島県内における宿泊代金を割り引いて販売する宿泊施設等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付する支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象事業等）

第3条 本支援事業の対象となるものは、福島県内に1泊以上宿泊するプラン（以下、「支援対象プラン」という。）とする。

2 本支援事業の対象となる宿泊施設等は、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき旅館業の許可を受けた者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者及び下宿営業を営む者を除く。）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づき福島県知事に届出を行った者であり、かつ福島県内に所在する施設（以下、「対象宿泊業者」という。）を事業対象とする。

3 対象宿泊業者は別表1のとおり宿泊金額から割り引いて販売した場合に、当該割引額を事務局に対して請求することとする。ただし、支援の対象となる宿泊は7連泊を上限とする。

4 支援の対象となる期間は、別途定める。

5 次の各号のいずれかに該当するものは、支援事業の対象から除く。

- (1) 感染対策を十分に行っていないもの
- (2) その他、福島県が不相当と認めるもの

6 対象宿泊業者は、支援対象プランの販売に際しては、本事業対象商品であることを明示するとともに、割引前と割引後の宿泊金額を併記すること。

（参加申請）

第4条 本支援事業に参加を希望する対象宿泊業者は、支援対象プランの販売前に、事務局が別途指定する方法で参加申請を行うものとする。

2 福島県観光周遊宿泊支援対策事業で登録していた宿泊施設については、前項の申請を省略することができる。

（参加承認の通知等）

第5条 事務局は、申請内容を審査の上、支援の可否を決定し、対象宿泊業者に対し通知等を行うものとする。

2 前項の通知等を待たずに無断で販売をしたことが判明した場合は、第4条の申請を無効とする。

(登録情報の変更)

第6条 第5条第1項の通知後に、対象宿泊業者の登録内容が変更となり、また、参画を解除しようとする場合は、ただちに書面でその旨を事務局に申請し、事前に承認を受けなければならない。事務局が別途指定する方法で申請することも可とする。

2 対象宿泊業者が前項の協議を経ずに、無断で支援限度額を超えて販売をしたことが判明した場合は、その超えた分を支援対象から除外する。

(実績報告)

第7条 対象宿泊業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書(様式第1号)を当該事業完了日から14日以内または令和5年4月10日のいずれか早い日程までに事務局に提出しなければならない。

2 宿泊実績証明書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) その他事務局が必要と認める書類

(支援金の額の確定)

第8条 事務局は、対象宿泊業者から前条による報告があったときは、内容を審査のうえ、支援金の額を確定し、支援金交付確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 対象宿泊業者は前条の規定により通知を受けたときは、請求書(様式第3号)を事務局に提出することとする。

(各種申請手続き)

第10条 第4条から第9条に定める各種申請は県又は事務局が指定する電子機器により代替することができる。

(支援金の交付)

第11条 事務局は第9条の規定による適正な請求書を受理した日から、遅滞なく支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第12条 支援金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

- (2) 対象宿泊業者は、事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 対象宿泊業者は、事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援の対象となる宿泊の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- (5) 対象宿泊業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象宿泊業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（状況報告及び調査）

第13条 福島県及び事務局は必要に応じて対象宿泊業者から支援の対象となる宿泊について報告を求め、又は調査することができる。

（参加承認及び支援金の交付決定の取消し）

第14条 福島県及び事務局は、対象宿泊業者がこの要綱の規定に違反した場合及び福島県及び事務局が不相当と認める不正な申請を行った場合は、参加承認及び、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

（支援金の返還）

第15条 福島県及び事務局は、前条に基づき、参加承認及び支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象宿泊業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(事業の中断)

第16条 福島県及び事務局は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、国や県が緊急事態宣言等を発令し、外出自粛等の要請がなされ、事業を実施することが不相当と判断した場合は、ただちに事業を中断することができる。

2 前項の場合において、事務局は対象宿泊業者に対し書面又は電子機器で通知するとともに、事業を中断した日以降は、宿泊代金から割り引いて販売することはできず、また中断したことによる宿泊のキャンセル等、一切の補償は行わないため、事業を行う際には予め予約条件等に付して顧客に周知しておくこと。

(不正利用の防止について)

第17条 対象宿泊業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第18条 対象宿泊業に関する手続き及び支援事業の実施に関し、対象宿泊業者が不利益を被る場合にあっても、福島県及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(個人情報の保護)

第19条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表 1

割引率	上限額
宿泊料・旅行代金の40%	5,000円

- 1 予算の範囲内で支援金を支払うため、予算上限に達し次第、申請終了とする。
- 2 対象旅行者への支援金の振込手数料は、事務局が負担する。